

企業長提出議案第 2 号

大井上水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

大井上水道企業団水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年条例第 1 号）の
一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 日提出

大井上水道企業団企業長 染 谷 絹 代

企業団条例第 1 号

大井上水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大井上水道企業団水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「20,300」を「19,710」に改め、同条第 4 項中「10,840」を「10,460」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大井上水道企業団水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、別表のとおりとする。</p> <p>3 給水人口は、<u>19,710</u>人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>10,460</u>立法メートルとする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、別表のとおりとする。</p> <p>3 給水人口は、<u>20,300</u>人とする。</p> <p>4 1日最大給水量は、<u>10,840</u>立法メートルとする。</p>